



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」^(※)が導入されます。
制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に
登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(※) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](http://toeitax.co.jp/invoice)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2021/10 月号

テナントビルオーナーは消費税インボイス登録必須！

2021/10 から申請開始

いよいよ今月から消費税インボイス制度の登録申請が始まりました。インボイス（適格請求書）制度とは2年後2023/10から開始される制度で、事業者が発行する請求書に登録番号と税率区分ごとの消費税額を記載しなければならず、**買主側の事業者はこのインボイスがなければ仕入税額控除ができなくなる**という制度です（内容については2018/8号参照）。

事業者は「適格請求書発行事業者」として**税務署にて登録をして番号を貰わないとインボイスを発行することができません**ので、通常すべての事業者が登録をすることになります。制度開始から登録したい場合、上図のとおり**2023/3までに申請**をする必要がありますので留意が必要です。登録の有無は国税庁の公表サイトに簡単に検索できるようになります。登録番号は法人の場合「T+法人番号」、個人事業主の場合新たに付与されます。**インボイス申請の際最も注意しなければならないのが、登録＝消費税の課税事業者になる**という点です。

登録したら課税事業者

そもそもインボイス制度は益税、つまり基準期間における課税売上高が1000万円以下等により消費税を受け取っていても納税していない免税事業者を無くすことを目的の一つとしているためです。

買主側で仕入税額控除ができない以上、**免税事業者が取引先だった場合**、「じゃ消費税はなしですね」と事実上**消費税分値引きが強要**されます（一般人相手の商売は関係なし）。同じものを売っても課税事業者は110円、免税事業者は100円になるということです。**テナントビル賃貸業も同じ**です。**消費税分値下げをしないのであれば免税事業者は取引から疎外**されます（実質値上げに同意してくればOK）。そんな**値下げをするくらいであれば課税事業者になって値引きせず**に売った方が簡易課税制度等により**お得**ですから、遅かれ早かれ大半の免税事業者は登録をして課税事業者となる道を選ぶでしょう。

今月のコメント

近年買うか迷っていたワインセラーをついに購入してしまいました。元々私も妻もお酒をそれなり(?)に嗜むので、エノテカで5本セットなどを買ってしまうと冷蔵庫も圧迫してしまい検討はしていたのですが、買ってしまつとお酒の量も増えるのではという懸念もあり躊躇していました。が、コロナ禍の自粛生活で家でお酒を飲むことが増えたことも影響し決断しました。ワインセラーといっても1万円くらいの簡易なものです。レストランで出てくるような適度な温度で飲むと予想以上に美味しく購入は正解でした。ちなみに私はビール＆ワイン派でワインはほぼ赤ワインしか飲みません。赤ワインをそれなりに嗜む方であればぜひ。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人